

『浜松市障がい者自立支援協議会 浜北・天竜エリア連絡会』  
令和4年度 第1回 全体会

日時：令和4年6月20日（月）13時30分～

会場：Zoom 開催

【 ※Zoom による参加が不可の方は  
浜北区役所3階第2会議室 】

1 開会

あいさつ（天竜区社会福祉課 課長 山本 佳弘）

2 自己紹介

3 議事

（1）浜松市障がい者自立支援協議会

（2）浜北・天竜障がい者相談支援センター  
・令和3年度 相談実績報告

（3）浜北・天竜エリア連絡会

①令和4年度 浜北・天竜エリア連絡会について . . . 資料1

②水窪・佐久間地区における共生型SS（ショートステイ）のニーズ調査実施報告

③浜北・天竜エリア連絡会 課題解決部会

（特別支援学校在学の肢体不自由児卒業後の進路の課題検討会）

④浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業

⑤日中サービス支援型GHの評価 . . . 資料2

4 その他

5 閉会



## 『浜松市障がい者自立支援協議会 浜北・天竜エリア連絡会』

## 令和4年度 全体会構成員名簿

【 構成員 】

令和4年6月9日現在

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	計画相談	相談支援事業所シグナル	所長	尾関 ゆかり
2	社協	浜松市社会福祉協議会天竜地区センター	C S W北部 地域リーダー	永井 紀子
3	当事者（個人）	特定非営利活動法人 Harmony	理事長	池谷 直士
4	当事者（団体）	浜北手をつなぐ育成会	会長	伊藤 基久
5	当事者（団体）	浜松地区肢体不自由児親の会	副理事	村松 真奈美
6	教育関係	静岡県立浜北特別支援学校	校長	山村 仁
7	教育関係	静岡県立天竜特別支援学校	校長	高橋 定裕
8	教育関係	浜松市立中瀬小学校	スクールソーシャル ワーカー	鈴木 洋貴
9	医療関係	メンタルクリニック・ダダ	相談員	山田 知佳
10	医療関係	独立行政法人国立病院機構天竜病院 療育指導室	主任児童指導員	成田 史緒
11	事業所（こども）	児童発達支援センター「ひまわり」	施設長	内藤 由美
12	事業所（入所）	支援センターわかぎ	施設長	古橋 誠
13	事業所（入所）	天竜厚生会 入所支援課	課長	疋田 光二
14	事業所（通所・児）	放課後等デイサービス事業所 あざみ	児童指導員	竹内 こず江
15	事業所（通所・者）	たちばな授産所	サービス管理 責任者	大倉 ゆかり
16	事業所（多機能）	浜北愛光園	園長	北村 典嗣
17	地域	浜松市浜北区民生委員児童委員協議会	常任理事	渥美 由美子
18	地域	浜松市天竜区民生委員児童委員協議会	副会長	坂井 久司

【 オブザーバー 】

1	基幹相談	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	山下 由佳
---	------	-------------------	-----	-------

※上記以外に、エリア全体会の議題により、エリア事務局より参加を要請または会議への希望者があった場合は、参加を調整する

【 事務局 】

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	事務局	社会福祉法人 天竜厚生会	地域福祉課長	諸田 嘉人
2	事務局	社会福祉法人 みどりの樹 相談支援事業所ぽるた	管理者	加藤 祐司
3	事務局	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター	管理者兼相談員	大柳豆 勇太
4	事務局	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター	相談員	野島 和樹
5	事務局	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター	相談員	日置 日登美
6	事務局	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター	相談員	山本 昂哉
7	事務局	浜北区社会福祉課	課長	伊藤 弘和
8	事務局	浜北区社会福祉課	課長補佐	恒川 洋代
9	事務局	浜北区社会福祉課	障害者支援グループ長	島田 佐栄実
10	事務局	浜北区社会福祉課	障害者支援グループ	中谷 知由
11	事務局	天竜区社会福祉課	課長	山本 佳弘
12	事務局	天竜区社会福祉課	課長補佐	小栗 康治
13	事務局	天竜区社会福祉課	障害福祉グループ長	内山 敦子
14	事務局	天竜区社会福祉課	障害福祉グループ	青山 将丈

## 浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター



### 【受託法人】

社会福祉法人 みどりの樹

社会福祉法人 天竜厚生会



★共同企業体★

浜松市浜北区平口1604-1 浜北保健センター内

電話：053-587-1010

担当：大柳豆・野島・日置・山本

営業時間：8：30～17：15(土・日・祝日は休み)

## センター職員紹介♪

精神相談支援事業所(まぐえん)から4月に異動してきました。よろしくお願ひ致します。

センター長：大柳豆 勇太  
(おやいず ゆうた)

### 浜松市浜北保健センター

浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター

相談員：野島 和樹  
(のじま かずき)

相談員：山本 昂哉  
(やまもと たかや)

事務員：大石 智美  
(おおいし さとみ)

相談員：日置日登美  
(ひおき ひとみ)



## 具体的にはこのようなことをしております！



### ★連携した支援体制★

障がいのある方の生活をより良くするためにネットワークを活用し、専門機関と連携した支援を実施

### ★障がい特性に応じた相談★

障がいの種別ごとに、専門的な相談に応じます

### ★障がい児の相談★

入園・入学及び卒業後の進路に関わる相談や、子育てに対する相談に応じます

生活する上で困りの内容に関し一緒に考え解決するための支援を行います

### ★福祉サービスの利用相談★

福祉サービスの利用に関する情報提供、制度や手続きの相談に応じます



### ★権利を守る相談★

判断能力が十分ではない方への成年後見制度の紹介や制度利用の支援を行います



## こんな相談が寄せられます（一部紹介）

障害福祉サービスってどのようなものがあるの？

働きたいけど、どうしたら良いですか？

親亡き後のことが心配・・・

生活する上で困りの内容に関し一緒に考え解決するための支援を行います

障害者手帳、障害年金や成年後見制度のことを知りたい！

家族関係や人間関係に不安がある

受診や薬について不安がある



お気軽にご相談ください。



令和4年度 浜松市障がい者自立支援協議会 年間予定表

<協議会目標>「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																			
市全体会					第1回						第2回																				
事務局会議 第2月曜日AM	会議 4月11日	会議 5月9日	会議 6月13日	会議 7月11日	会議 8月8日	会議 9月12日	会議 10月11日(火)	会議 11月14日	会議 12月12日	会議 1月10日(火)	会議 2月13日	会議 3月13日																			
企画会議 第4木曜日AM		会議 5月26日		会議 7月28日		会議 9月22日		会議 11月24日		会議 1月26日		会議 3月2日																			
専門部会 福祉支援部会 地域生活部会 権利保護部会	計画相談(サポ-ト)ワーキング																														
	こども(18歳からの移行)ワーキング																														
	虐待対応ワーキング																														
エリア全体		会議										会議																			
全体研修会								研修会																							
日中支援型GH評価	市事務局	事業所から提出された資料内容確認後、エリア連絡会へ提供										(随時)エリア連絡会から提出された評価結果報告シートを元に、協議会からの要望、助言欄のたたき台作成 企画会議での意見を元に評価結果報告シートを確定させ、エリア連絡会へフィードバック										事業所へ令和4年度実施状況報告書の作成を依頼									
	エリア連絡会	事業所とエリア連絡会構成員の意見交換実施(評価結果報告シートは10月末までに市協議会事務局へ提出) 意見交換の内容について企画会議報告後、第2回市全体会前までに評価結果報告シートについて、エリア連絡会構成員、事業所へフィードバック										市全体会報告																			

**浜松市障がい者自立支援協議会**  
**相談支援部会 計画相談（サポートプラン）ワーキング**

1. 目的

対象者が障害福祉サービスをすぐに使いたい希望や必要性があっても計画相談事業所が対応できない状況があることから、委託相談センター等が一時的に対象者のアセスメントや計画作成の支援等を行い、計画相談事業所へつなぐまでの仕組みづくりの検討を行う。

2. ワーキングメンバー

	機関名	氏名
委託 相談	浜松市西・南障がい者相談支援センター	後藤 翔一郎
	浜松市北障がい者相談支援センター	本宮 早奈映
計画 相談	相談支援センターだんだん	玉木 祐次郎
	相談支援事業所まど	鈴木 宏幸
区	西区社会福祉課	高部 俊吾
	浜北区社会福祉課	中谷 知由
事務局	浜松市基幹相談支援センター	岸直樹・山下由佳
	浜松市障害保健福祉課 生活・就労支援グループ	青柳 聖弥

3. スケジュール

- 令和4年3月 経緯の確認と今後の進め方について
- 令和4年4月 サポートプラン対象者について
- 令和4年5月 サポートプラン支援機関について
- 令和4年6月 サポートプラン選択時の対応について
- 令和4年7月 モニタリング機能と計画相談への移行について
- 令和4年8月 まとめ

4. 実態調査について

- ・新規相談者について、希望するサービス利用開始日に計画書作成ができなかった事例に関する調査を実施
- ・計画相談及び委託相談に対して調査を依頼
- ・調査期間は令和4年6月及び7月

5. 前回ワーキングの協議内容

○ 「サポートプラン対象者について」

- ・ サポートプラン対象者の基準として明確な文言で示して区窓口でサポートプランを案内しやすくしてはどうか。
- ・ 相談者の希望するサービス利用開始日に計画書作成ができない状況全てはカバーできないが、まずは対象者を限定させ、サービス利用開始日が遅れることでより不利益が生じやすいケースに焦点化する。

○ 対象者（案）

対象者	必要となる理由
市外からの転入者	転居後にも転居前と同様のサービスを利用できるように調整が必要。
虐待ケース	権利擁護のため速やかにサービス利用が必要。
緊急時対応における特例介護給付	緊急的な対応として速やかにサービス利用が必要。
A型事業所への通所で生活保護受給に至らないケース	生活保護の受給に至らずに自立を促す機会につなげる。
委託相談での支援が長期間にわたりサービスにつながりにくかったケース	サービスにつなげる好機を逃さない。

以上

# 浜松市障がい者自立支援協議会権利擁護部会

## 虐待対応ワーキンググループ 令和4年度活動計画（案）

### 1：ワーキングの目的

昨年度に引き続き、虐待対応手引書の継続作成を行い、完成を目指す。それにより、浜松市における養護者虐待に関する対応の流れや視点・各機関の役割等について基本となる指針を示す。また、実際の対応の中でスムーズ且つ、関係機関が連携しながら虐待対応が行え、当事者の権利擁護に資する支援体制を構築していけるよう官民合同での継続した研修体制を構築していく。

### 2：ワーキングメンバー

浜松市中障がい者相談支援センター	藤川 晴海	小杉 茉己
浜松市東障がい者相談支援センター	平野 明臣	
浜松市西南障がい者相談支援センター	横田 佑輔	
浜松市中区社会福祉課 障害福祉グループ	飯塚 康敬	
浜松市南区社会福祉課 障害福祉グループ	内藤 淳	
浜松市障がい者基幹相談支援センター	岸 直樹	玉澤 卓也
浜松市障害保健福祉課 総務調整グループ	宮本 健一郎	

### 3：活動内容

#### ① 虐待対応手引書の作成

虐待対応スキームの後半部分（個別ケース会議～進捗管理の場～終結）の作成を行い、既に支援に取り入れている虐待対応スキームの前半部分も含めて整理・完成を目指す。

#### ② 虐待対応に関する行政・委託相談支援センター合同研修の企画・運営

本庁・区社会福祉課・各エリア委託相談支援センターが虐待対応・権利擁護の視点について共通認識を持ち、適切な支援を行えるよう合同研修の企画・運営を行う。年度毎で担当者の変更等が考えられるため、合同研修の定例化・研修方法、内容の確立を目指す。

### 4：スケジュール予定

タスク	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
<b>I：手引書作成</b>																									
進捗管理の場の検討					決定																				
手引書後半部分作成							完成																		
手引書全体の整理								完成																	
協議会全体会報告									第一回																
手引書前半QA			確認			配布																			
手引書後半QA																		完成・配布							
手引書後半部分運用（進捗管理の場モデル）																									
進捗管理の場実施アンケート																									実施
<b>II：研修</b>																									
官民合同研修（本庁・区社福・委託）			通報～2次コア会議まで			（R4:9/8）																			
官民合同研修（本庁・区社福・委託）後半部分														実施（未定）											
R5年度研修企画																									素案完成

# 令和3年度 相談実績報告

1

## 令和3年度 新規ケース(件数・包括圏域別数)

### ○相談者別 新規件数

実数、単位(件)

相談者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本人			3	1	2	7	5	3	3	4	2	3	33
同居者		4	1	3	2	3	4	3	3	1	1	3	28
親族					2		1	1		1	1	2	8
後見人等													0
事業所	2	1	1	2		2	1	2		2	4	1	18
相談支援事業所	2	1	1	3		3		4	1		3	3	21
高齢事業所	2				3		1	1	2	3	2	1	15
就労先													0
学校	1			1					1	1	1	2	7
医療機関		1	1	1	2	3	2			3	2	2	17
行政	4	3	6	4	2	1	2	1	4	1	3	3	34
民生委員等								1					1
その他	2			1									3
合計	13	10	13	16	13	19	16	16	14	16	19	20	185

### ○担当別 新規件数(包括圏域)

包括圏域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
天竜・北遠中央	3	4	4	6	5	5	4	4	3	3	3	6	50
於呂	2	1	1	3	1	3	3		5	6	2	3	30
しんばら	1	2	3	1	3	3	5	4	3	4	6	2	37
北浜	4	3	5	6	4	7	3	4	3	3	6	8	56
他区・不明	3					1	1	4			2	1	12
合計	13	10	13	16	13	19	16	16	14	16	19	20	185

2

令和3年度 浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター 相談実績

支援方法	合計	
訪問	633	
来所	260	
同行	248	
電話	1,732	
電子メール	385	
個別ケア会議	70	
関係機関	3,643	
その他	61	
合計	7,032	
障害種別	者	児
身体障害	49	6
重症心身障害	1	0
知的障害	99	26
精神障害	173	5
発達障害	17	2
高次脳機能障害	5	0
難病	2	0
その他	39	9
実人数	385	48

相談項目	浜北区	天竜区	他区	合計
◆福祉サービスの利用に関する支援	1,800	641	99	2,540
◆社会資源の活用に関する支援	206	13	4	223
◆障害や病状の理解に関する支援	23	16	0	39
◆健康・医療に関する支援	637	531	10	1,178
◆不安の解消・情緒安定に関する支援	172	167	6	345
◆保育・教育に関する支援	32	9	9	50
◆家族関係・人間関係に関する支援	323	338	9	670
◆家計・経済に関する支援	401	165	2	568
◆生活技術に関する支援	52	82	7	141
◆就労に関する支援	299	180	18	497
◆社会参加に関する支援	2	0	2	4
◆余暇活動に関する支援	3	0	0	3
◆権利擁護に関する支援	68	38	2	108
◆その他福祉に関する支援	313	320	34	666
合計	4,331	2,500	201	7,032

3

## 考察

- ・新規件数は減少（R2年度：254件）したものの、相談件数は増加（R2年度：5,792件）実人数、支援件数ともに増加。サービスに繋がっていない、繋がりにくい人の継続的な関わりが増えており、細く長く繋がっているケースもある。もともと関わっていたケースや今まで繋がれていなかったケースへの関わりの機会が増加へと繋がったと思われる。
- ・新規経路（相談者がどこからセンターの事を知ったか、紹介されたか）については、様々な関係機関からセンターへつないでいただいている。特に区役所等、行政関係者から紹介を受けた場合が多く、センターが区役所内に無い中でも連携がとれていると感じている。今後も関係機関との繋がりを大切にしていきたい。

4

## 考察

- ・ 支援方法については、関係機関（電話やメール等のやりとり）が多くを占めている。関係機関との連携は欠かせないものである。また、電話対応も数字としては目立つが、内容としては不安の傾聴が多い印象。コロナ禍でもあり直接会えないケースもある中では電話対応も大切なツールといえる。
- ・ 支援内容については毎度のことではあるが、福祉サービスの利用に関する支援が多くなっている。委託相談の専門性が発揮できるものであり、今後も支援内容としては多くなってくると思われるため、事業所の状況（情報）についてもアンテナを高くしていきたい。

# 浜松市障がい者自立支援協議会 浜北・天竜エリア連絡会 全体会

## 報告資料

令和4年6月20日

1

## 本日のお品書き

エリア連絡会の目標

『支え合いによって住み慣れた地域で希望をもって安心して暮らすことができるまち』

1. 令和4年度 浜北・天竜エリア連絡会について …… 資料1

2. 水窪・佐久間地区における共生型SS（ショートステイ）のニーズ調査の実施と報告

3. 浜北・天竜エリア連絡会 課題解決部会（特別支援学校在学の肢体不自由児卒業後の進路の課題検討会）

4. 浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業

論点

『保険関係の報告を受けて、事業を活用できそうな場所についてご意見をいただきたいです』

5. 日中サービス支援型GHの評価 …… 資料2

論点

『評価の場や今後のスケジュールの部分でご意見をいただきたいです』

2

## 1. 令和4年度 浜北・天竜エリア連絡会について

※資料1をご参照ください

3

### ◆事務局会議（エリア事務局会議・各区事務局会議）

- ⇒ エリア連絡会の運営やエリア内の課題について整理をする場
- ⇒ 当エリアは浜北区と天竜区を跨ぐエリアとなっているため、各区の事務局会議も開催

### ◆エリア全体会

- ⇒ エリア連絡会内の各会議体から抽出された地域課題の解決に向けた協議
- ⇒ 社会資源の改善に関する意見交換
- ⇒ 困難事例の協議

### ◆課題解決部会

- ⇒ 相談支援部会で解決しきれない課題でエリアを横断して合同で協議すべきと判断された地域課題について協議をする場
- ⇒ 特別支援学校在学の肢体不自由児卒業後の進路の課題検討会【現行】

4

#### ◆相談支援部会

- ⇒浜北区、天竜区と分けず開催
- ⇒構成員は特定相談支援事業所、精神相談支援事業所ほくえん、両区保健師、事務局
- ⇒内容は事例検討、特に報告したいケース報告
- ⇒目的（期待できること）は、事例検討やケース報告を通して、利用の可能性があるサービス等の社会資源の再検討ができ結果、地域課題の発見にも繋がる。また、様々な社会資源の提案があるなかで、各相談員が知り得なかった情報も共有でき、支援者自身のスキルアップにも繋がること

#### ◆浜北区ネットワーク部会

- ⇒年1回以上の開催とし、目的は事業所間のネットワークの構築。内容としては市障がい者自立支援協議会やエリア連絡会の動きの報告、意見交換会を実施予定

#### ◆天竜地区部会

- ⇒各地区ごと（天竜・龍山・春野・佐久間・水窪）にて地区部会を開催。ネットワーク機能構築の場として、市障がい者自立支援協議会やエリア連絡会の動きを報告、ケース検討、意見交換会を実施予定

#### ◆啓発活動（浜北区・天竜区）

- ⇒浜北ふれあい広場への参加、金融機関や区役所、協働センターでの作品展示、授産品販売など

5

## 2. 水窪・佐久間地区における共生型SS (ショートステイ) のニーズ調査の実施と報告



◎大野の一本桜（水窪）



◎佐久間ダム

6

□背景

- ・天竜区水窪在住のBさん。母の緊急時等に遠方（片道2時間近くかかる）のSS事業所に行かなくてはならず本人や家族の負担が大きくなっていた。身近な地域でSSの利用ができないかとの声が聞かれた。

□現状

- ・本人は障害者支援施設へ入所。現在も同じ入所施設で生活を送っている。  
本人の意向としては施設での生活を希望されている。家族も同様の意向。

□方向性

- ・みさくぼの里に出向き共生型SSの概要について説明。
- ・Bさん以外に共生型SS利用のニーズがないか確認（佐久間・水窪在住者）

□具体的な取り組み

- ・事業所間の意見交換会を実施（みさくぼの里、浜北愛光園、天竜厚生会入所支援課、センター）
- ・Bさん以外の水窪・佐久間地区在住の方を対象に共生型SSのニーズ調査を実施。  
（※精神相談支援事業所ほくえん、相談支援事業所きずな、浜北・天竜センターで関わっているケース）

7

## 共生型ショートステイのニーズ調査 集計結果

8

## (1) ご本人の基本属性

年代	40-49歳	6名
	50-59歳	1名
	60-64歳	1名
	未回答	1名

障がい種別 (重複はダブルカウント)	身体	3名
	知的	2名
	精神	3名
	未回答	2名

9

## (2) 現在ショートステイを利用していますか？

はい 3名  
いいえ 6名 (1名支給決定あり)

## (3) いいえの方のみ。(2)の理由。※複数回答可

今は必要ない 5名  
水窪、佐久間地区にないため 2名  
その他 3名  
無回答 3名

〈その他の内容〉

ショートステイ先で嫌なことがあった。  
今後、夫に何かあった際に利用を希望(検討)している。

10

(4) 水窪地区で共生型ショートステイの利用ができる  
様になれば、利用したいと思うか？

はい 4名  
いいえ 4名  
未回答 1名

(5) 佐久間地区で共生型ショートステイの利用ができ  
様になれば、利用したいと思うか？

はい 1名  
いいえ 6名  
未回答 2名

11

## (6) ご意見ご要望等

- 是非作ってもらいたい。近くにあると利用しやすい。水窪にはまだ支援が入っていない私と同じような人がたくさんいるので共生型SSの話を進めてください。
- 本人：これからについて、母が送迎できなくなれば施設入所を考えている。GHのイメージではなく、厚生寮の様な施設。年末年始は浜北愛光園を使っている。  
母より：良いうわさを聞かないので利用は考えていない。知り合いもいるし…。
- 本人は意見なし。母より：三女が働いているので気まずいかも…。また話してみます。
- みさくぼの里で同級生が働いているから嫌だなあ。城北の家は近くにデイケアがあるからかえたくない。お母さんが運転できなくなったら施設に行きたい。
- あれば使ってもいいかな。どうしても利用したいということではない。遠方のSSはそこまでして利用したいとは思わない。
- 早いほうがいい。月2泊3日で泊まりたい。
- 高齢者よりかは若い（自分と年齢が近い人）方が居る施設でのショートステイを希望している。

12

□ニーズ調査を実施してみて

- ・当事者の生の声（ご意見・ご要望）から、自宅から近い場所（住み慣れた地域）に事業所があれば良いものではないこと。そこには住み慣れた地域、互いに顔の知れた関係性が構築しやすい地域だからこそその理由が伺えたことについては成果として感じられた。

□今後

- ・共生型SS希望者に対して、具体的な取り組みについても検討していきたい。

13

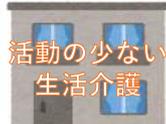
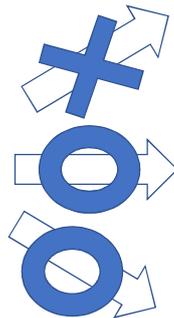
3. 浜北・天竜エリア連絡会 課題解決部会  
（特別支援学校在学の肢体不自由児卒業後の進路の課題検討会）

14

個別のケースから挙げられた課題と地域の支援者の思いもあり、課題検討部会（旧エリア合同部会）は立ち上がりました。現状、本人と家族は現サービスで満足している現状もありますが、部会としては引き続き今後の卒業生を見込みながら生活介護の地域の受け入れ体制を協議する場として開催し、エリアとして取り組める部分、市全体での取り組みが必要な部分を切り分けて、体制づくりの協議をしていければと考えております。



Aさん  
当時：特別支援学校 高3  
重度の身体障害/知的障害



地域の生活介護事業所 職員

特支の先生と情報交換できる機会を設けていけないか。  
進路状況について情報をキャッチしながら、事業所してやれることがないだろうか

地域の事業所と顔を合わせ協議する場がほしい



特別支援学校 進路担当 教師

15

## 【令和4年度】

### 浜北・天竜エリア連絡会 課題解決部会 (特別支援学校在学の肢体不自由児卒業後の進路の課題検討会)

#### 1. テーマ

特別支援学校（西部特別支援学校と浜北特別支援学校）在学中の肢体不自由児（医療的ケア児含む）の卒業後の進路について、現状と課題の把握、今後の卒業生を見込みながら地域の受け入れ体制等を協議する場の構築。

#### 2. メンバー

静岡県立浜北特別支援学校 中山靖治  
静岡県立西部特別支援学校 菊地 淳  
国立病院機構天竜病院 療育指導科 成田史緒  
聖隷福祉事業団あさひ 篠ヶ瀬信行  
聖隷福祉事業団和合せいれいの里あすなる 三品公佳  
聖隷福祉事業団まじわりの家 鈴木あかね  
聖隷福祉事業団浜北浜北愛光園園長 北村典嗣  
訪問看護ステーション貴布祢所長 白幡友子  
NPO法人Harmonyそれあ〜ど 池谷直士  
浜松市社会福祉事業団浜松市発達医療総合福祉センター福祉センター所長 堀内剛  
浜松市社会福祉事業団障害者生活介護施設『ふれんず』 川合由美  
浜松市社会福祉協議会浜北障害者生活介護施設光の園 宮本重利  
天竜厚生会障害者支援施設浜名 松尾健太郎 平生幸子 津波寿貴  
浜松市医療的ケア児等コーディネーター受託者浜松市社会福祉事業団 阿部祥美  
浜松市障がい者相談支援事業所シグナル 尾関ゆかり  
浜松市障がい者基幹相談支援センター 兩宮寛 山下由佳  
浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター 大柳豆勇太 野島和樹  
浜松市天竜区社会福祉課 内山敦子  
浜松市浜北区社会福祉課 中谷知由

敬称略

#### 3. 日程 協議内容(予定)

- 第1回 令和4年5月16日 開催
  - ・自己紹介
  - ・検討会の発足の経緯と目的、今後の展望
  - ・各機関の現状について
  - ・情報、意見交換
- 第2回 令和4年7月19日 開催予定
- 第3回 令和4年11月中旬～下旬 開催予定
- 第4回 令和5年2月中旬～下旬 開催予定

16

# 肢体不自由児（医ケア児含む）卒業後の進路の課題検討の取組み

R4年度課題解決部会での取組み部分

①今後の卒業生を見込みながら生活介護の地域の受入れ体制を協議する場

個別ニーズから発見された地域の課題

生活介護不足

部会のなかでは①を重点的な取り組みとして開催していく。

地域の課題に対する協議が求められる

調査概況報告により地域の課題の発見が可能に

調査概況報告により地域の課題の発見が可能に

調査概況報告により地域の課題の発見が可能に

調査（西部、浜北特支）  
自立G  
主に生活介護を進路とする

概況報告（西部、浜北特支）  
受入不良の理由を確認

協議内容に応じた必要なメンバー  
主に生介事業所と特支進路担当参加

調査（西部特支）  
生活G  
主に福祉的な就労を進路とする

概況報告（西部特支）  
受入不良の理由を確認

地域の課題が発見されれば、協議内容に応じた必要なメンバーと協議の場を設定

調査（西部特支）  
教科G  
大学進学や訓練校、一般企業を進路とする児童もいる

概況報告（西部特支）  
受入不良の理由を確認

地域の課題が発見されれば、協議内容に応じた必要なメンバーと協議の場を設定

②地域の課題を発見できる調査（小1～高3） 概況報告（高2.3）

17

## おこっている（おこりうる）困りごと

- 【本人・家族】
  - ・近隣の生活介護が空いていなかったため、遠方の生活介護へ行く様になったけど、親も年をとると送迎も大変になる。将来が不安。
  - ・事業所を併用していて、親が高齢になると負担が大きい。
- 【特別支援学校】
  - ・生活介護事業所は不足。実習先や進路先の確保・調整が大変。複数の事業所を併用することでなんとか進路を確保している状況。
  - ・特別支援学校在学の児童の医ケアの内容は学年が下がるにつれ、重度化傾向。
  - ・医ケアの支援体制が整えば働ける力のある児童もいる。
- 【事業所（通所）】
  - ・車いすのスペース確保をすると定員が空いている様にみえるが実際はもう受入れができない。
  - ・新たに事業所を増やそうにも運営的に厳しい現実もある。
  - ・医ケアを受けれる事業所が少ない。動ける医ケアの方が車いすの医ケアの方と同じ環境になじむのか、強行のある方と一緒にいいのかなど、適切な場にいることが出来ない現状がある。
- 【事業所（入所）】
  - ・地域の受け皿が少ないことから通所も受入れているが、暮らしをメインにしていることから通所事業所の方が望ましいと思う。
  - ・パブリックコメントの9.9、9.9はそれぞれの障がい特性を含めての数字か。市との乖離を理めていけるといい。

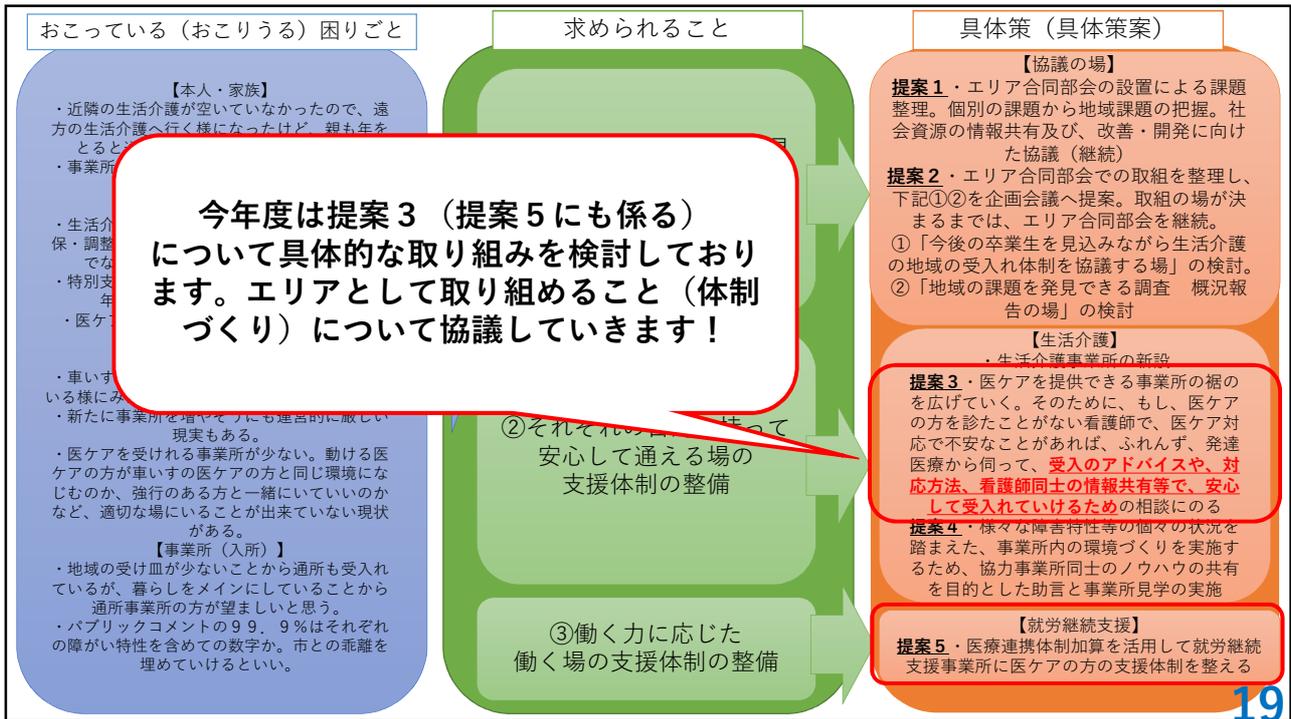
## 求められること

- ①特別支援学校卒業生を見込みながらの、今後の地域の受入れ体制を協議する場の整備
- ②それぞれの目的を持って安心して通える場の支援体制の整備
- ③働く力に応じた働く場の支援体制の整備

## 具体策（具体策案）

- 【協議の場】
  - 提案1**・エリア合同部会の設置による課題整理。個別の課題から地域課題の把握。社会資源の情報共有及び、改善・開発に向けた協議（継続）
  - 提案2**・エリア合同部会での取組を整理し、下記①②を企画会議へ提案。取組の場が決まるまでは、エリア合同部会を継続。
    - ①「今後の卒業生を見込みながら生活介護の地域の受入れ体制を協議する場」の検討。
    - ②「地域の課題を発見できる調査 概況報告の場」の検討
- 【生活介護】
  - ・生活介護事業所の新設
  - 提案3**・医ケアを提供できる事業所の裾野を広げていく。そのために、もし、医ケアの方を診たことがない看護師で、医ケア対応で不安なことがあれば、ふれんず、発達医療から伺って、受入のアドバイスや、対応方法、看護師同士の情報共有等で、安心して受入れていけるための相談にのる
  - 提案4**・様々な障害特性等の個々の状況を踏まえた、事業所内の環境づくりを実施するため、協力事業所同士のノウハウの共有を目的とした助言と事業所見学の実施
- 【就労継続支援】
  - 提案5**・医療連携体制加算を活用して就労継続支援事業所に医ケアの方の支援体制を整える

18



## 提案3（提案5にもかかる）エリア全体会 会議事録抜粋

NO.	構成員	意見
1	池谷委員	ベテランのノウハウのある看護師が他事業所から来て頂いて教えていただいたり、お互い意見交換ができる場があると現場の職員が安心して本来の支援に向き合えるのではないかと思います。隣の施設に医師がいるけれども、医師に言われるのと看護師に言われるのでは、現場の職員の気持ちが違ってくるので、看護師同士で意見交換ができるといいと思う。
2	伊藤委員	医ケアの経験のない看護師に研修をする時に、母親が入るべきだと思う。母親が常日頃やっているやり方がその子にとって安定した生活が送れることに繋がると思うので、専門の看護師+母親のアドバイスをいただきながら研修やり方を勉強してもらおうのいいのかなと感じた。
3	村松委員	医ケア児を診たことのない看護師はいるとは思いますが、成人の医ケアの看護は大抵の看護師は経験があるので、医ケア児の経験のある看護師から教えてもらえば順応できると思うので、研修、相談の場を設けてくれることはありがたい。

令和4年3月開催 エリア全体会より

20

□今後

・課題解決部会としては、今後の卒業生を見込みながら生活介護の地域の受入れ体制整備の構築の場として協議を実施。エリアで取り組めること、エリアだけでは取り組めきれない内容について整理をしていく。

・浜松市としての動き（医ケアの協議の場や研修機会）を確認しつつ、全市的な取り組みとして取り組めるものについては、浜松市障がい者自立支援協議会へ報告と相談をしていく。

・エリアとして取り組めるものとして、提案3について協議を進めていく。エリアの体制づくりを意識した取り組みとして具体的な取り組みを検討予定。

ex) 看護師同士の意見や情報交換の場など

21

## 4 浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業

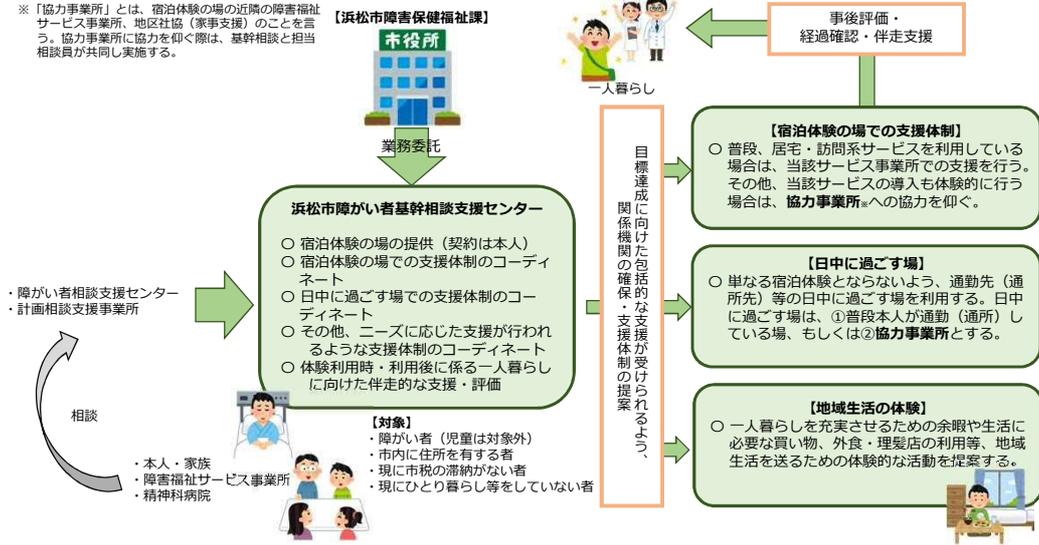
22

## 《概要》浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業

### 【目的】

○親元からの自立や精神科病院からの退院、入所施設等からの退所にあたり、ひとり暮らしによる地域での生活へ移行を希望する障がい者に対し、ひとり暮らしに向けた宿泊体験の場を提供することにより、地域で自立した生活を目指す障がい者を支援する。

※「協力事業所」とは、宿泊体験の場の近隣の障害福祉サービス事業所、地区社協（家事支援）のことを言う。協力事業所に協力を仰ぐ際は、基幹相談と担当相談員が共同実施する。



23

01

事前相談

02

利用申請

03

利用開始

04

評価

### 01 Consultation

○担当相談員は、基幹相談に当該事業の利用相談を行う。  
○利用相談を行った担当相談員は、「意向確認書※1」に必要事項を記入し、関係書類※2と合わせて基幹相談に提出する。（メール不可）  
○本人または家族は、「利用申請書※3」と「市税納付確認同意書※4」に必要事項を記入し、基幹相談へ提出する。  
《注意事項》  
・病状コントロールができていない方、宿泊体験の場での物損・体験利用中の事故等の恐れがある方は対象外。  
・主治医がいる場合は、事前に主治医の了解を得る。  
・本人及び家族等に意向確認書提出の了解を事前に得る。

※1 実施要綱「参考様式第1号」  
※2 「計画相談様式別紙1（基本情報）・別紙2（週間計画）・別紙3（ADL）」または本人の状態像がわかる書類  
※3 実施要綱「第1号様式」  
※4 実施要綱「第2号様式」

### 02 Application

○基幹相談は、提出があった「意向確認書」「利用申請書」「市税納付確認同意書」の内容を確認し、障害保健福祉課に提出する。  
○障害保健福祉課は、受理した「利用申請書」をもとに必要な調査及び審査を行い、その可否を書面※5にて通知する。  
○利用決定を受けた体験者（本人）・担当相談員・基幹相談で面談を行う。その後、宿泊体験の場及び地区の検討を行う。  
○具体的な宿泊体験の場、宿泊体験中の支援体制の検討を行ったのち、体験者（本人）・担当相談員・関係機関・基幹相談で体験利用前の関係者会議を開催。体験期間中の目標設定を実施する。  
《注意事項》  
・利用期間は、1回あたり8日以内。  
・マンスリーマンション等での体験を実施する場合、契約者は本人となる。

※5 実施要綱「第3号様式」「第4号様式」

### 03 Beginning

○宿泊体験中の支援体制については、下記のとおり。  
《日中の支援体制》  
・体験期間中は、日中に通所（通所）することを基本とする。  
・通所先は、①普段利用している場所への通所、もしくは②体験利用部近隣の協力事業所への通所を基本とする。  
・通所は公共交通機関の利用を前提とする。もともと通所していた事業所等からの送迎を要する場合は、担当相談員が当該事業所等と調整を行う。上記対応が難しい場合は、基幹相談で最寄り駅までの送迎を行うことも可能。  
《ヘルパーの利用について》  
・住所地以外でのヘルパー利用は現段階では行えない。ヘルパー利用が必要な場合は、実費でも可能か担当相談員がヘルパー事業所へ確認する。  
《訪問看護の利用》  
・体験利用中の支援内容の変更、調整は担当相談員が実施。  
《注意事項》  
・宿泊体験の場での、物損については自己負担が生じる。  
《その他、見守り等の支援》  
・必要に応じ、基幹相談員、担当相談員が訪問支援を実施し、見守り等を行う。

### 04 Evaluation

○宿泊体験終了後、体験者（本人）は自己評価※6を実施し、基幹相談にその結果を報告する。  
○自己評価の報告を受けた基幹相談は、体験者（本人）・担当相談員・関係者と支援会議を開催し、その結果を障害保健福祉課に報告する。  
○宿泊体験終了後、担当相談員は6か月後と、1年後に体験者（本人）の評価※7を実施し、基幹相談にその結果（経過）を報告する。  
○評価（経過）の報告を受けた基幹相談は、その結果を障害保健福祉課に報告する。  
《1年以内にひとり暮らしが開始された場合等について》  
・ひとり暮らし等が開始された時点での評価を実施し、基幹相談にその結果を報告する。

※6 実施要綱「参考様式第2号」  
※7 実施要綱「参考様式第3号」

出典：浜松市

24

□現状

- ・体験の場については**天竜厚生会職員宿舎**を確保（他の事業との兼ね合いがあり希望時は要相談）、天竜区については1件、大家より返事待ちの状態。
- ・保険については天竜厚生会が法人として繋がりのある保険会社へ相談。
- ⇒**天竜厚生会（浜北・天竜センター）が関わっているご利用者**であれば、体験時の保険（物損等）については相談可能。ただ、休日の本人自身のケガ等については本人自身が加入する保険での対応になる。  
※基本的には事業としては物損に関しては本人の自己負担が生じると明記。
- ・令和4年6月1日 天竜厚生会職員宿舎 視察

25

令和4年6月1日 天竜厚生会職員宿舎視察 報告

【視察日】

- ・令和4年6月1日（水）13：00～13：30
- ※体験場所の見学と意見交換

【参加者】

- ・天竜区社会福祉課：青山氏
  - ・浜北区社会福祉課：島田氏・中谷氏
  - ・基幹相談支援センター：大軒氏
  - ・相談支援事業所ぽるた：加藤氏
  - ・浜北・天竜障がい者相談支援センター：大柳豆・山本
- <ガイド>
- ・天竜厚生会地域福祉課：諸田課長・水野氏

26

【場所】

住所：浜松市浜北区於呂

※体験部屋は2階部分となります

【身近な社会資源】

- ・バス停（天竜福祉工場前）：約50m
- ・セブンイレブン根堅店：約2.1km
- ・スーパーはまな：約50m
- ・杏林堂（於呂店：約1.7km、西鹿島店：約2.8km）
- ・天竜病院売店：約750m



# 天竜厚生会 構内案内図

など



@外観

# 27

【内部】



@洗濯場

※洗濯機は共有スペースにありますが、各部屋1台ずつ設置されております。他者に気を遣う必要ありません！



@玄関

※靴の収納スペースも潤っています☆  
※おしゃれなピンク色の扉



# 28

【内部】



@玄関からの部屋の様子



@部屋の様子

※一人で生活するには十分なスペースとなっております。

29

【内部】



@台所

※ガスコンロ・冷蔵庫完備



@トイレ・お風呂  
(3点ユニット)



@お部屋からみえる外観  
(自然に囲まれています)

※静かな環境です♪

30

【視察を通しての感想】

- ・体験部屋は2階であり移動も階段のみ。従って車イスの方の利用は難しい
- ・車所有者の方でも利用可能（駐車場あり）
- ・家電や布団などは揃っている。

□今後

- ・体験の場については引き続き開拓をしていく。
- ・体験者については、エリアの相談支援事業所へ事業の周知を図りながら、対象者がいないか確認をしていく。

□論点

- ・事業や保険関係の報告させていただいたところで、改めてひとり暮らしができそうな場所についてご意見をいただければと思います。

31

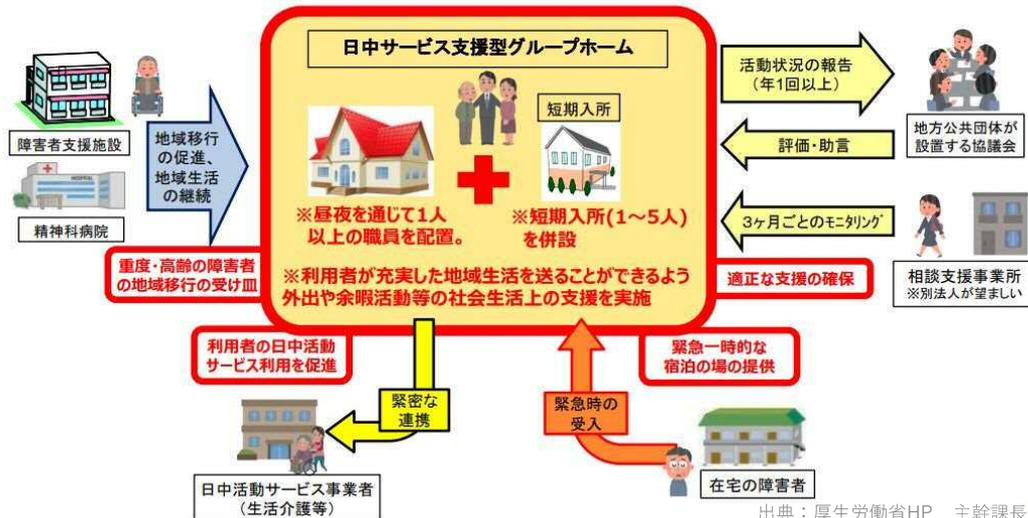
## 5 日中サービス支援型GHの評価

※資料2をご参照ください

32

## 地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

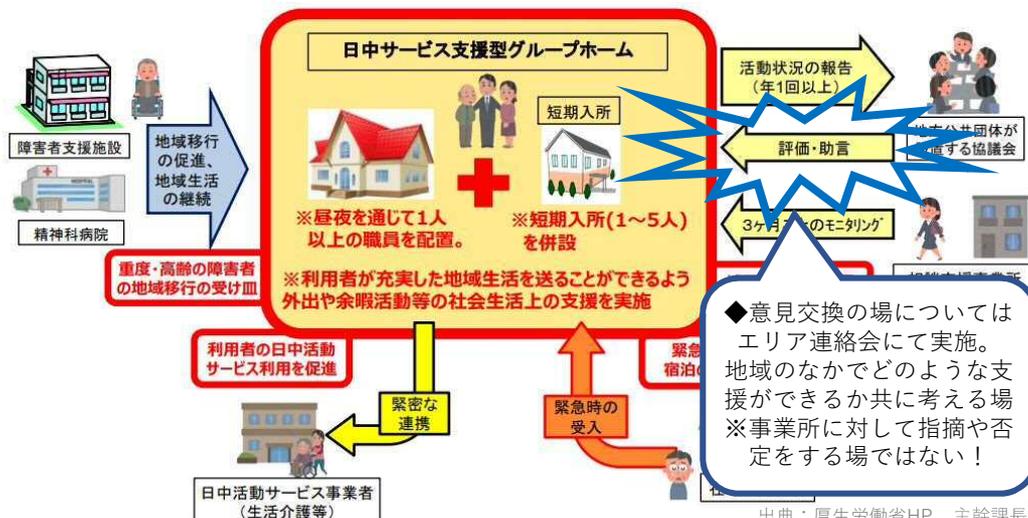


33

出典：厚生労働省HP 主幹課長会議資料より

## 地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



34

出典：厚生労働省HP 主幹課長会議資料より

□現状

- ・平成30年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、新設された日中サービス支援型GHの運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質を確保する観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされている。
- ・浜松市では、令和3年度から日中サービス支援型GHの評価が開始し、他エリアでは既に取組が始まっている（浜北・天竜エリアのみ未実施）

35

□現状 + 今後の予定

- ・浜北区・天竜区エリアでは、日中サービス支援型GHが新設され、今後も新設される予定あり

<日中サービス支援型GHの新設情報>

- ・令和4年6月1日にSDGSホーム浜北本沢合、浜北新原 既にOPEN

<日中サービス支援型GHの新設予定情報>

- ・令和4年9月頃に新原にソーシャルインクルー浜松新原 OPEN 予定

- ・評価は次年度に実施。

※スケジュールや評価項目、内容については資料2をご参照ください

36

□エリア全体会での論点（ご意見をいただきたい所）

①エリア全体会場で意見交換会を実施したいと考えます。

⇒エリア全体会であれば、様々な視点で意見交換ができると考えます。

②エリア全体会で実施することで承認を得られた場合、令和5年度はエリア全体会の回数を増やし、その内の1回を評価の場として開催しても良いでしょうか。

⇒10月末までに意見交換会の内容について市協議会へ報告のため、8月か9月の時期で開催を検討していければと思います。

③見学会の提案していきたいと考えます

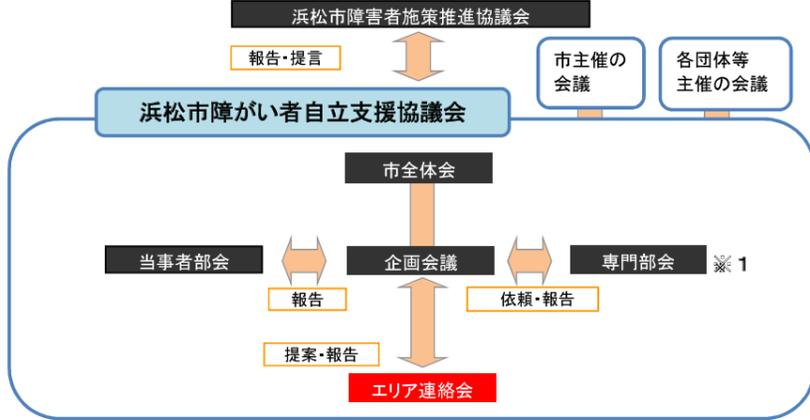
⇒書面だけではイメージが湧かないため、実際にGHへ見学に行きながら有意義な意見交換ができればと考えております。

37

**目標**  
『支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち』

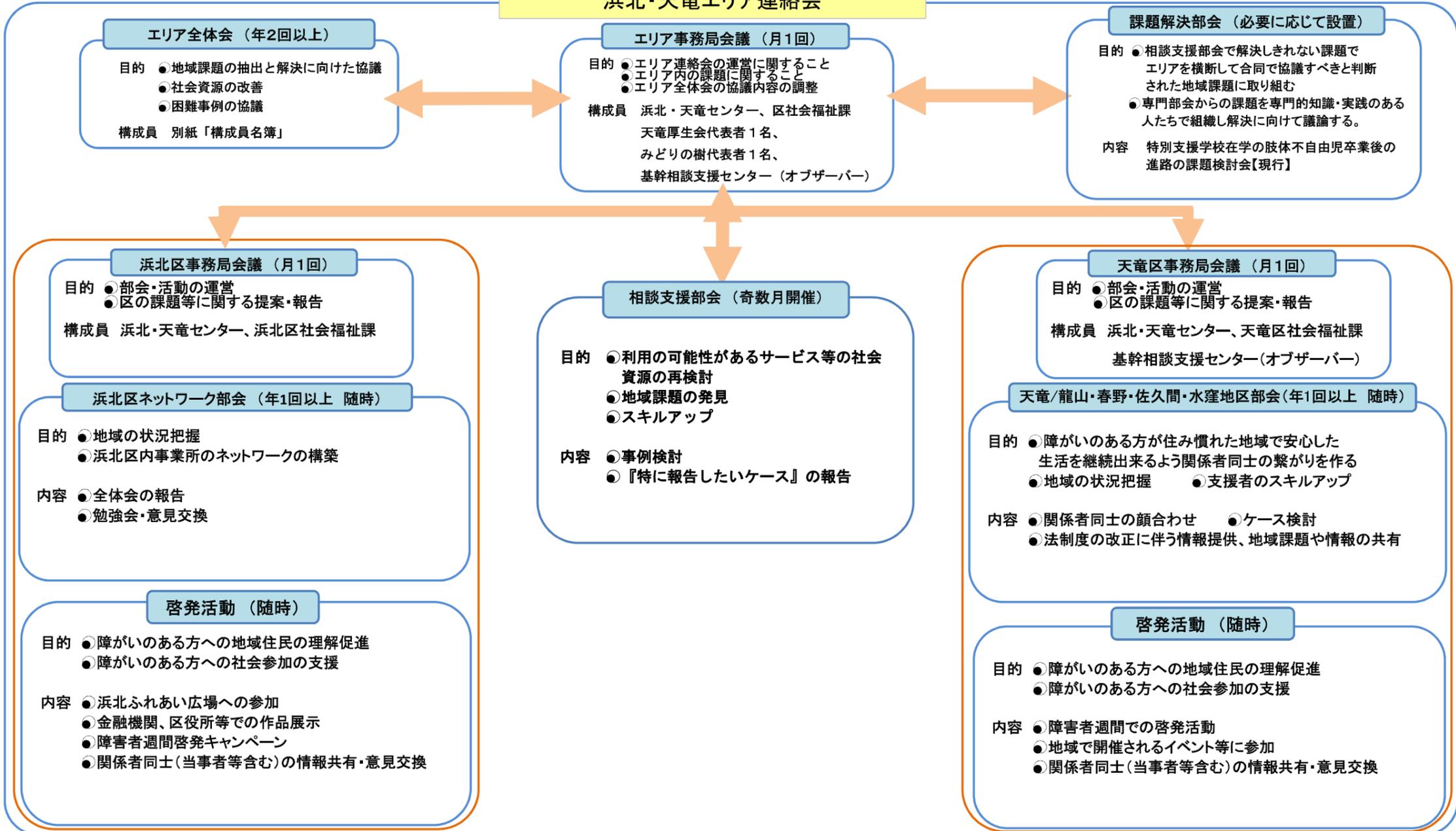
- 協議会の機能**
- 情報機能
  - 調整機能
  - 開発機能
  - 教育機能
  - 権利擁護機能
  - 評価機能
- 出典：自立支援協議会の運営マニュアル

令和4年度 浜北・天竜エリア連絡会組織図



※1 専門部会とエリアの部会等との連携については、エリア事務局会議にて調整。必要に応じて部会化する。（課題解決部会）

浜北・天竜エリア連絡会



令和4年度 浜北・天竜エリア連絡会 スケジュール(実績含む)

資料1-2

	エリア全体会	エリア事務局 会議	課題解決部会	相談支援部会	浜北区			天竜区			エリア研修会
					事務局会議	浜北区 ネットワーク部会	啓発活動	事務局会議	地区部会	啓発活動	
4月		4/22開催 【浜北区役所】			第1回			第1回			
5月		5/19開催 【天竜区役所】	5/16開催	5/23開催	第2回			第2回			
6月	第1回 【浜北区役所】	第3回 【浜北区役所】			第3回			第1回	第3回		
7月		第4回 【天竜区役所】	第2回	第2回 【浜北区役所】	第4回			第2回	第4回	8/8 水窪・佐久間 8/29 春野 8/30 天竜・龍山 8/31 天竜・龍山	
8月		第5回 【浜北区役所】			第5回			第5回			
9月		第6回 【天竜区役所】		第3回 【天竜区役所】	第6回			第3回	第6回	第1回打ち合わせ	
10月		第7回 【浜北区役所】			第7回	第1回		第4回	第7回		
11月		第8回 【天竜区役所】	第3回	第4回 【浜北区役所】	第8回		13日ふれあい広場	第8回		作品展示	研修会
12月		第9回 【浜北区役所】			第9回		障害者週間・啓発活動	第9回		障害者週間	
1月		第10回 【天竜区役所】		第5回 【天竜区役所】	第10回			啓発活動	第10回		
2月		第11回 【浜北区役所】	第4回		第11回			啓発活動	第11回		
3月	第2回 【浜北区役所】	第12回 【天竜区役所】		第6回 【浜北区役所】	第12回			第5回	第12回		
備考	必要に応じて設置	第3木曜 午前		原則 第4月曜 13時30分から	第3木曜 午前	年1回以上開催	11月開催予定のふれあい広場に合わせ準備	第3木曜 午前	年1回以上開催(必要に応じて随時開催)	例年通り11月から作品展を開催していくよう準備	
事務局 担当	浜北・天竜センター、 社会福祉課、受託法 人責任者(司会)	浜北・天竜センター (司会)、社会福祉 課、受託法人責任者	社会福祉課 浜北・天竜センター	島田、中谷 内山、青山 野島、日置	島田、中谷 大柳豆、日置(司 会)、山本	島田、中谷 大柳豆、日置、山本	島田・花田 山本、日置	内山、青山 野島(司会)	内山、青山、野島	内山、青山、野島	社会福祉課 浜北・天竜センター

令和4年6月20日現在

## エリア連絡会と日中サービス支援型共同生活援助事業者との意見交換について

### 1. 日中サービス支援型共同生活援助創設の趣旨

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設され、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、入所施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

### 2. 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価

当該サービスは地域に開かれたサービスにすることにより、サービスの質の確保を図る観点から自立支援協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況を報告し、協議会等から評価を受けると共に、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

### 3. エリア連絡会での意見交換の目的

地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る観点から、当事者やその家族、地域の支援者等より必要な要望や助言等を聴き、その意見等を事業所の運営に活かしていただくこと、エリア連絡会として事業所の状況や課題を把握することで、地域の中でどのような支援ができるのかを共に考え、お互いにより良い支援を目指す。

### 4. エリア連絡会での意見交換のポイント

※支援者だけでなく、当事者やその家族からの意見を積極的に吸い上げること

- ・利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の元、自立した日常生活、社会生活を営むことができているか。
- ・利用者の意向に反してサービス等の利用を制限されることなく、適切なサービスや制度等の利用が図られているか。
- ・日中を住居で過ごす利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。
- ・重度化・高齢化ケースを積極的に受け入れているか。また、緊急時、体験的な受け入れに積極的に対応しているか。
- ・虐待や金銭管理等、利用者の権利擁護に配慮した支援が行われているか。
- ・自施設のみで抱え込まず、エリア連絡会等の地域の支援機関との連携が図られているか。
- ・地域に開かれたサービスとし、支援の質の確保を図るため、エリア連絡会として事業者に対してどのような支援ができているか。
- ・（意見交換が2回目以降になる事業者について）前年度の協議会からの要望・助言に対しての事業者の対応内容を確認するとともに、エリア連絡会として事業者に対してどのような支援ができたか振り返りを行う。

※事業所の体制や基準に関することは、内容を確認した上で対応について調整する場合あり。

### 5. 意見交換した内容の取扱いについて

公開とする

## 6. 意見交換の流れ

<b>① 事業所から障害保健福祉課へ必要書類の提出</b>
初回は指定後1年以内、以後は1年ごとの提出 ※協議会事務局にて書類内容を確認し、確認事項等があれば事業所へ確認、修正依頼
<b>② 障害保健福祉課からエリア連絡会へ書類送付</b>
エリア連絡会事務局会議にてエリア連絡会での意見交換の際の重点ポイント（意見交換が2回目以降の事業所については、昨年度あげられた課題等を重点ポイントとする）について事前調整。必要時、事業所と調整を行う。
<b>③ エリア連絡会にて意見交換を実施</b>
事業所より施設について説明報告を受けた上で、「エリア連絡会での意見交換のポイント」を元に事業所とエリア連絡会構成員との意見交換を行う。 ※開催方法はエリア全体会に限らないが、エリア連絡会構成員の意見を広く吸いあげられる方法とすること。
<b>④ エリア連絡会事務局会議にて評価結果報告シート作成</b>
エリア連絡会構成員からの意見にエリア事務局会議の意見を追加し、評価結果報告シート「エリア連絡会からの意見、要望等」欄にまとめ、市協議会事務局へ提出。 ※市協議会事務局は、エリア連絡会が記載した内容の確認を行い、体制や基準に関する内容は内容の確認を行うと共に必要時、指導グループとの調整を行う。
<b>⑤ 市協議会事務局会議にて協議会からの要望、助言内容検討</b>
エリア連絡会から提出された評価結果報告シート「エリア連絡会からの意見、要望等」欄の内容を元に「浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言」欄のたたき台を作成。
<b>⑥ 企画会議にて意見交換の報告、評価結果報告シート内容についての協議（随時）</b>
エリア連絡会より事業所との意見交換内容を報告。市協議会事務局が作成した『浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言』欄の内容について協議し、必要があれば内容の修正を行う。
<b>⑦ 市協議会事務局よりエリア連絡会へ評価結果報告シートをフィードバック</b>
障害保健福祉課において評価結果報告シートの決裁後（各区社会福祉課障害福祉G長：協議）、市協議会事務局より各エリア連絡会へ評価結果報告シートをフィードバック。
<b>⑧ エリア連絡会事務局会議より、エリア連絡会構成員へ評価結果報告シートのフィードバック実施</b>
フィードバック後、エリア連絡会として事業所へ今後どのような支援ができるかの検討を行う。
<b>⑨ エリア連絡会と事業者で協議会からの要望・助言内容を共有</b>
エリア連絡会事務局は、評価結果報告シートの内容を事業所と共有するとともに次年度意見交換に向けて対応を検討。エリア連絡会として支援できること等を事業所へ提案する。
<b>⑩ 企画会議にて事業所へのフィードバック内容等の報告（随時）</b>
エリア連絡会より事業所へのフィードバックの状況、今後の対応について報告し、他エリア連絡会との情報共有を行う。
<b>⑪ 第2回市全体会報告</b>
エリア連絡会より事業所との意見交換の内容と評価結果報告シートのフィードバック後の対応等について報告。

令和4年度 浜松市障がい者自立支援協議会 年間予定表

<協議会目標>「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市全体会					第1回						第2回	
事務局会議 第2月曜日AM	会議 4月11日	会議 5月9日	会議 6月13日	会議 7月11日	会議 8月8日	会議 9月12日	会議 10月11日(火)	会議 11月14日	会議 12月12日	会議 1月10日(火)	会議 2月13日	会議 3月13日
企画会議 第4木曜日AM		会議 5月26日		会議 7月28日		会議 9月22日		会議 11月24日		会議 1月26日		会議 3月2日
専門部会 障がい者支援部会 地域生活部会 権利擁護部会	計画相談(サポ-ト)ワーキング											
	こども(18歳からの移行)ワーキング											
	虐待対応ワーキング											
エリア総会		会議										会議
全体研修会								研修会				
日中支援型GH評価	市事務局	事業所から提出された資料内容確認後、エリア連絡会へ提供										事業所へ令和4年度実施状況報告書の作成を依頼
	エリア連絡会	(随時)エリア連絡会から提出された評価結果報告シートを元に、協議会からの要望、助言欄のたたき台作成 企画会議での意見を元に評価結果報告シートを確定させ、エリア連絡会へフィードバック										市全体会報告
事業所とエリア連絡会構成員の意見交換実施(評価結果報告シートは10月末までに市協議会事務局へ提出) 意見交換の内容について企画会議報告後、第2回市全体会前までに評価結果報告シートについて、エリア連絡会構成員、事業所へフィードバック												

法人名称	
事業所名称	

**エリア連絡会からの意見、要望等**

利用者の日中の活動について

利用者に対する地域生活の支援状況について

利用者への具体的な支援について

支援の質の確保について

地域に開かれた運営について

短期入所の併設について

相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について

事業所で独自に取り組んでいること

**浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言**